

Title	自民党「国対族」： 国会対策委員会・議院運営委員会人事の実証分析
Sub Title	An empirical analysis of appointments to LDP's Diet Affairs Committee and the House of Representatives Committee on Rules and Administration in Japan
Author	太田, 優和(Ota, Yuwa)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2025
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). No.147 (2025. 12) ,p.173- 198
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20251215-0173

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

自民党「国対族」

——国会対策委員会・議院運営委員会人事の 実証分析——

太 田 優 和

- 一 研究の目的
- 二 先行研究の検討
 - (一) 国対機能の高まり
 - (二) 自民党族議員への注目
- 三 分析枠組みと仮説の導出
- 四 分 析
 - (一) 国対委員長・議運委員長人事の分析
 - (二) 国対族議員の分析
- 五 結 論

一 研究の目的

本稿の目的は、従来の自民党族議員の研究において分析の対象とされてこなかった「国対族」に焦点をあて、自民党国会対策委員会関係人事に包括的な分析を加え、その時系列的変化を検討することにある。

日本の立法過程の特徴として、与野党対立が審議日程消化をめぐる「日程闘争」となることが挙げられる¹⁾。国会の時間をめぐる与野党対立の実質的な協議・交渉は、各党の国会対策委員会を中心に行われている。各党の国会対策委員間での非公式な協議、決定に基づく議院運営の在り方は、「国対政治」と称される（南部 2016：68）。

1) 上神・三浦編（2018）、120頁。

従来の国会研究では、立法過程における与野党間の関係について、多数派の与党と少数派の野党のうちどちらが国会運営に対して影響力を持っているかに焦点があてられてきた（川人 2005：140）。モチズキは、戦後55年体制下のほとんどの期間で自民党が過半数を占めていたのにもかかわらず、実際の閣法成立率が8割から9割にとどまっていることに注目し、本会議の運営を決める議院運営委員会理事会における全会一致ルール、会期制と会期不継続の原則、委員会制、二院制といった制度的特徴や慣行が、本会議趣旨説明要求による「吊るし」、牛歩、フィリバスターのような、野党の国会審議の引き延ばし戦略による抵抗を有効なものにしているとして、粘着性論を提示した（Mochizuki 1982）。以降、この見解は、多くの研究で踏襲された（五ノ井 2023）。一方で、増山（2003）は、それまでの国会研究について、「従来の研究は国会の機能を議員立法の推進や政府立法に対する抵抗と捉え、そうした「見える形」において論争的であると事後的にみなされた立法事例に焦点を置くことによって、国会研究の視野を非常に限られたものにしてきた。」（増山 2003：48）と批判する。増山（2003）は、多数派である与党が議事運営権を掌握し、与党の政策選好に沿った閣法が提出され成立する制度として国会をとらえる。制度的には与党は会期を無制限に延長でき、かつ会期を短く規定する条項自体、国会法は通常法規であるため多数派である与党は改廃することができる（増山 2003：61）。また、議院運営委員会の全会一致ルールについては、あくまで「紳士協定」であり、議院運営委員会の意見が一致しない場合には議長に裁定する権限があると規定されており（国会法55条の2）、多数与党による議事運営が制度上保証されているとする²⁾（増山 2003：59-61）。

以上のように、従来の国会研究では、立法過程における与野党の関係について、与野党のどちらが議事運営に影響力を行使しているかに焦点をあてた議論がなされてきた。国会の評価を巡って議論が分かれてきたのは、

2) 川人は議院運営委員会における多数決採決の数量的分析を行い、1970年代および1980年代以降、会派構成の変動によって、多数決採決が増加していることを指摘している（川人 2005）。

会期の決定や議案の委員会付託を決定する実質的な協議・交渉が、最終的には「密室」である各党の国会対策委員会間で行われていることに起因するといえる。

政党の機関である国会対策委員会が、議事運営の実質的な協議・交渉の役割を担ってきたことは、日本の立法過程の大きな特徴の一つである。リクルート事件を契機とした、政治改革の流れの中で「国対政治」は批判の対象とされた。1989年に党議決定された自民党政治改革委員会による「政治改革大綱」では、「与野党話し合いによる国会運営は、政党政治には欠かせないものであるが、行き過ぎた事前調整は審議を形式化させ、言論の府としての機能を自らそこねることになる。そこで国会審議を実りあるものとし、国民にわかりやすくするため、いわゆる「国対政治」の弊害を改め、国会法の原則に立ちかえり、委員会の独自性・自主性が発揮される国会運営をつらぬく³⁾。」と自民党が初めて「国対政治の弊害」と明記した(藤本 1990)。また、小沢一郎は、著書『日本改造計画』の中で、「国会対策委員による取り引きで法案を潰したり通したりするのでは、政治過程が不透明で、国民の欲求不満はつのるばかりであろう。それが政治的無関心と呼ばれ、民主主義を形骸化する。」(小沢 1993: 80)と国会改革を訴えた。しかしながら、現在に至るまで、共産党を含め、主要な政党は、ほぼ形を変えず国会対策委員会を存置し続けてきた⁴⁾。戦後日本の立法過程の特徴を明らかにするうえで、国会対策委員会を対象とした分析は必要不可欠であると考えられる。

従来 of 自民党研究において、政策決定過程に強い影響力を持つ族議員の存在が指摘され、後述するように、理論的・実証的な面から研究が蓄積されてきた。これらの研究においては、主に自民党族議員のキャリア・パスについて、国会における委員会での経験や自民党政務調査会における役職

3) 自民党「政治改革大綱」(21世紀臨調ウェブサイト: http://www.secj.jp/s_library/seiji_chronology_1.html 2025年1月17日最終閲覧)

4) 細川連立政権発足に伴って、新生党は政務常任幹事を、公明党は院内総務のポストを設置したが、村川一郎はこれについて、「国対政治」を排除する「建前」であり、それまでの国会対策委員長の名義で代わっている(村川 2000: 86)。

経験に焦点があてられてきた。一方で、議事運営に関わる国会対策委員会や議院運営委員会における役職人事については包括的な分析がなされず、「国対族」に関する実証的な研究は管見の限りない。村川一郎は、「議員各自は政策、国会対策、選挙運動のいずれかを得意とし、大体が国対族、政調族のどちらかに重きを置く政治活動が続ける」(村川 2000: 85)としており、「国対族」と呼ばれるキャリアを歩む議員の存在を指摘している。衆議院議長を務めた大島理森は、「なりたてのころは政策第一を目指していたが、なぜか国会運営の裏方仕事を仰せつかることが多く、「握りの大島」と呼ばれたりした。(中略) 自民党の国会対策委員長を2回務め、通算の在職日数は2021年7月に森山裕さんが追い越すまで最長だった。いわゆる国対族だったことは否定しない⁵⁾。」と議員生活を振り返り、「国対族」を自認している。国会運営の「裏方」と呼ばれる国会対策委員会での活動に、長期間従事する議員が存在することは、議員行動の実態を明らかにするうえで注目に値する。そこで、本研究では自民党議員の国会対策委員会及び議院運営委員会での役職経験に焦点をあて、自民党議員の中で、「国対族」と呼ばれる議員がどの程度存在し、またその数は時代の推移とともにどのような変化をたどっているのかについて観察し、国対関係ポストの重要性がどのように変化してきたのかについて検討を行う。

二 先行研究の検討

(一) 国対機能の高まり

国会対策委員会が設置されたのは第二回国会における日本社会党及び国民協同党が最初の例であり、第五回国会で民主党野党派に、そして第八回国会では自由党⁶⁾にも国会対策委員会が置かれた(成田 1988)。日本国憲

5) 『日本経済新聞』2023年9月3日朝刊。

6) 1950年と1953年の自由党党則には、国会対策委員会の名称は登場せず、事実上の存在にとどまるとされる(小宮 2010: 76)。小宮(2010)は国会対策委員会の設置について、総務会の権限奪取の一例として取り上げている。

法制定後、新たに新議会立法審議に相応しい党派協議の場が求められ、旧議会の院内総務の指揮下に活躍した幹事の職分を見習った政党内機関として国会対策委員会は登場した（村川 2000：82）。自民党国会対策委員会は自民党党則⁷⁾において、「党の国会活動に関する事項を処理するため、国会対策委員会を置く」（23条）と党の執行機関の一部門として位置づけられ、「国会対策委員長は、総務会の承認を受けて幹事長が決定し、国会対策副委員長及び委員は、総務会の承認を受けて国会対策委員長が決定する」（24条の2）と定められている。国対委員長を補佐する国対副委員長については、結党当初は「若干名」とされ、そのポストの数に制限はなかったが、党近代化の一環として池田内閣から佐藤内閣時には4から5人にポストが制限された。その後、田中内閣以降になると7から10人に増員されることになった（笹部 2017：108）。国対副委員長はそれぞれ常任委員会担当の責任者⁸⁾となり、当選1回議員がその指揮下に配属される⁹⁾（村川 1985：233、村川 2000：84）。国会会期中に毎朝開催される国対正副委員長会議において、各委員会の審議状況が報告され、提出法案の付託時期、答弁に出席する大臣の時間調整などを行う（前田 1990）。

アメリカの議会制度から強い影響を受けた日本の国会は、議院内閣制をとる国の中で例外的に行政府と立法府の権力分立を徹底しており、内閣提出法案の成立を促すための仕掛けをおいていない。また国会法などの関連法規も、国会審議への内閣の介入を否定する構造になっており、このような制度的特徴は、「内閣にとっての必要悪」として事前審査制の成立をもたらした（大山 2011）。野中尚人は、「立法プロセスは、外装化されたPPGによる徹底的な事前調整たる与党事前審査の過程と、法案提出後の国会内プロセスとに分断され、いわば「二段階化」されている。この

7) 自由民主党「党則」（自由民主党ウェブサイト：<https://www.jimin.jp/aboutus/organization/> 2025年1月17日最終閲覧）。

8) 竹下登は、国対副委員長の役割について、各党対策が1名ずつ、そして法案担当がいたとしている（竹下 2001：148）。

9) 竹下登は、「国対の誰かが初当選の連中の希望を聞いてあげなければいけない」（竹下 2001：126）としている。

ギャップを埋めるための仕組みが、いわゆる「国対」である。」(野中 2019 : 236) と指摘する。制度化された与党事前審査の中で、国会対策委員会は、部会、政務調査会審議会、総務会の後に国会運営上の観点から審査を行い、国会提出時期等の調整を行っている(村川 1985 : 232)。1973年には、自民党国対から各省官房長宛に「各省庁は、提出予定法案については国会対策委員会、常任委員長の意向を事前に十分了解をうけること、又法律案の提出及び取扱い等については国会対策委員長および当該常任委員長に事前に連絡をとり了解を得ること」という要望が出されており(小島 1988)、国会対策委員会は、関係省庁の主管局長から説明を聴取することが慣例となっている(村川 1985 : 232)。法律案の審査には、それが上程される常任委員会の理事が加わり、常任委員会理事会において非公式に野党折衝の結果を報告し、法律案の上程期日を決定するという仕組みが採用されている(村川 1985 : 233)。政党の機関である国会対策委員会は、「党の本部機関がそのまま会派になる」(成田 1988 : 13) という点と議院運営委員会の常任委員会化によって、国会運営の実質的な役割を果たすようになっていった(成田 1988)。以下では、国対機能の高まりについて、先行研究を概観する。

議事日程の決定を含む国会運営の正式な協議機関は常任委員会である議院運営委員会である。それにもかかわらず、国会に重大な問題が発生した際には、各党の国対が開かれ、次いで議院運営委員会理事会での調整が図られ、各党の国対委員長会談が開かれることから、議院運営委員会は国会対策委員会の「出先機関」として位置付けられている¹⁰⁾(前田 1990、藤本 1990)。議院運営委員会は、諸議案を審査する他の委員会とは異なった性格を持つ常任委員会であり、①議院の運営に関する事項、②国会法及び議院の諸規則に関する事項、③議長の諮問に関する事項、④裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会に関する事項、⑤国立国会図書館に関する事項を所管する(坂本 2000 : 106)。内閣が国会の議事運営に公式に関与できな

10) 国会対策副委員長が議院運営委員会理事として加わり、「車の両輪として与野党の攻防に参画している」(藤本 1990 : 101) と指摘されている。

いという制度的特徴の下で、議院運営委員会の役割は極めて重要なものとなる（中島 2020）。

議院運営機関を議院運営委員会として常任委員会化したのは、先進国中に例をみない特徴である（成田 1988）。第 1 回国会では、議院運営委員会と並行して議長の諮問機関として各派交渉会が開かれ、議院運営委員会は公開で、「基本的、原則的なこと」を取り上げ、政治的な話し合いは非公開で各派交渉会において行われた（成田 1988、藤本 1990）。その後 GHQ の指示による第 2 回国会における国会法改正によって、各派交渉会にかわり、議院運営小委員協議会が設けられたが、小委員協議会も議院運営委員会理事会に取って代わられた（成田 1988 : 14、藤本 1990 : 107）。乱闘国会の反省から、小委員協議会は議事協議会に改められたが、理事会とメンバーが変わらず、理事会の協議結果を確認するにすぎなかった（藤本 1990 : 107）。議院運営委員会の常任委員会化による透明性、公開性の確保という目的は、実質的な決定が委員会から理事会、さらには与野党理事間の非公式折衝に移った結果、ほとんど意義を失い、「国対政治」を助長する要因ともなった¹¹⁾（成田 1988 : 141、藤本 1990 : 108）。また岩井泰信は、公式な機関である議院運営委員会理事会での決定には、少なくとも議運理事会に議席を持つ会派を除外することはできないが、法的裏付けを持たない政党の機関である国会対策委員間の折衝はどのような会派の組み合わせによっても可能であることを指摘する（岩井 1988 : 135）。そして、60年代後半以降、非妥協的な共産党が議運理事ポストを得たことによって、共産党を除外することができる国対へ国会運営の重心は移っていったとしている（岩井 1988 : 137）。

以上をまとめると、自民党国会対策委員会は、内閣が議事運営の決定に公式に関与できないという制度的特徴の下、内閣提出法案について国会提出前過程から立法過程に関与し、その成立に向けて重要な役割を担ってい

11) 前田英昭は、小委員会協議会及び議事協議会が所期の目的を果たさなかった理由として、政党の大物を加えることができなかったことを挙げている（前田 1990）。

るといえる。また、議事運営の決定を行う機関が常任委員会である議院運営委員会であることによって、その協議・交渉の場は共産党の躍進や野党の多党化によって、インフォーマルな国対へと移っていった。

続いて、自民党族議員に関する先行研究について概観したうえで、国対委員長人事に関する佐藤・松崎(1986)と、国対副委員長に関する笹部(2017)の分析について取り上げる。

(二) 自民党族議員への注目

従来の研究において、政策決定過程における族議員の存在が指摘され、理論的・実証的な面から研究が蓄積されてきた。族とは、「省庁を基本単位として仕切られた政策分野について、日常的に強い影響力を行使している中堅議員の集団」(佐藤・松崎 1986: 92)と定義され、1980年代に入ると、それまでの「官僚優位論」への批判として、政策決定過程における族議員の役割が注目されるようになった。猪口・岩井は、経済成長の鈍化によって緊縮財政に転じ、パイが限定されたことによって表面化した官僚制内部の利害対立の調整を、与党である自民党に任せざるをえなくなり、政策決定権力の官僚による独占が崩壊した(猪口・岩井 1987: 19-22)とし、対象は限定的ではあるが、国会議員の日常活動のデータや部会での役職経験などから族議員の行動の実態を明らかにした(猪口・岩井 1987)。また、佐藤・松崎は、政務調査会の会議別の開催回数の変化などから、統治機構が分立的で決定権が分散化している政治システムの下で、官僚の政治化と政治家のテクノクラート化が進行し、両者の相互依存＝相互浸透の深まりによって生じた「政官複合体」が政策を形成し、決定を主導するシステムへの変化に伴って、自民党内における主要な政策決定単位が派閥から政務調査会の部会や調査会に、そして「族」へと移行していった(佐藤・松崎 1986: 79-80)と自民党議員の政策決定過程における影響力の高まりを説明する。また、「誰がどの族に属しているのかといった基本的な面も明確でない」(佐藤・松崎 1986: 92)とする族議員について、部会や委員会での役職経験をもとに、客観的な基準から族議員の特定を試みている。これらの研究は、族議員が部会での活動を通じて政策的、政治的能力を獲得

し、政策決定に大きな影響力を行使していることを明らかにしたが、なぜ族議員になるのか、なぜ政策に関与するのかという点について十分な説明がなされてなかった（五ノ井 2023）。そこで、合理的選択理論の観点から、議員の目標が「再選」（Mayhew 1974=2013）あるいは、「再選」、「昇進」、「政策」（Fenno 1973）であることを前提として、中選挙区単記非移譲制という選挙制度の下、同一政党内での同士の討ちが起こることから、議員は再選目標のために他の議員との差別化を図ろうと政策分野の棲み分けが生じる、と族の形成が説明された（Ramseyer and Rosenbluth 1993=1995、建林 2004）。中選挙区単記非移譲制という選挙制度によって説明された議員行動について、濱本（2018）は、圧力団体との接触や部会参加、国会での発言などのデータから、小選挙区制導入による議員行動の変容を検証している。選挙制度改革による小選挙区制の導入によって、同士の討ちが解消され、政策領域を棲み分ける議員のインセンティブがなくなることに加えて、定数が1になることにより、当選に必要な得票水準が上がり、議員はより広範な有権者へのアプローチが必要となる（濱本 2018:150）。このような制度変化によって、選挙制度改革後、「族議員型からキャッチオール型」へ、議員の政策選好の拡大がみられることを明らかにした（濱本 2018）。

以上のように、従来までの研究は、特定の政策領域への自民党議員の関与を示す指標として、主に政務調査会部会や国会の委員会での役職経験に焦点があてられ、分析の対象とされてきた。一方で、これらの研究において、国会対策委員会や議院運営委員会での役職経験には注目があてられてこなかった。上述の通り、内閣が国会の議事運営に公式に関与できないという制度的特徴の下で、国会の議事運営の協議・交渉の中心となる国会対策委員会は、内閣提出法案の成立に重要な役割を果たしてきた。また、自民党議員のキャリア・パスには、国対族と呼ばれるキャリアが存在し、議員の中でも認知されていた。議員行動の実態を明らかにするうえで、このような国対関係での役職経験は等閑視できない。以下では、国対委員長及び議連委員長の人事に注目した佐藤・松崎（1986）と、国対副委員長に注目した笹部（2017）の研究について取り上げる。

佐藤・松崎 (1986) は、鳩山C内閣から中曽根D内閣¹²⁾までの、国会对策委員長及び衆議院議院運営委員会委員長の人事について、閣僚経験と所属派閥に注目し、分析を行っている。国対委員長については、自民党結党当初は、「格は高いが比較的楽なポスト」(佐藤・松崎 1986 : 132)であった¹³⁾。自・社二大政党制が実現し、議運理事会が両党のみによって構成されるようになると、折衝の相手は社会党に限られ、国対委員長の出番は少なくなっていき、国対委員長は、「実務的というより閣僚経験者を処遇するためのポスト」となり、次いで「閣僚未経験者がキャリアを積むためのポスト」とみなされるようになった。しかし60年代後半以降野党の多党化が進むと、対野党折衝は複雑化し、インフォーマルな折衝の当事者である国対委員長の比重が再び高まってきた。これに伴い国対委員長は、「総裁派閥の政治的力量を問われるポストになり、政治力が豊富で、かつ実務的な閣僚級の議員」が任命されるようになった(佐藤・松崎 1986 : 130-132)。また、国対委員長と議運委員長の両方を経験した議員について、70年代初頭まではほとんどの場合、議運委員長が先任ポストであったが、与野党伯仲の時代には議運委員長も重要級のポストへと変質し、国対委員長優位をはっきり示す人事はなくなったとしている(佐藤・松崎 1986 : 132-133)。佐藤・松崎 (1986) の分析によれば、野党の多党化や与野党伯仲といった時代に、国対委員長ポストの重要性が増したといえる。また、笹部 (2017) は、1970年代の与野党伯仲期に国対関係ポストの人事慣行が変化したことを指摘している。池田内閣期に、党近代化の一環として国対副委員長ポストは4から5人に絞られることとなり、佐藤内閣までは一部の議員によってポストの大半は占められていた(笹部 2017 : 108)。田中内閣以降になると、国対副委員長ポストは増員され、「派閥代表型」(佐藤・松崎 1986 : 65)のポストとして扱われるようになった。この時期には、国対副委員長を2、3回経験し部会長ポストへ転じる議員と、長期にわたっ

12) 佐藤・松崎 (1986) では、組閣を基準に内閣を時期区分している(佐藤・松崎 1986 : 35-36)。

13) 以降の国対委員長及び議運委員長に関する記述は、佐藤・松崎 (1986) 132頁-133頁を参照。

て務める議員とに二分化した人事が行われていた（笹部 2017：120）。また、この時期の国対委員長や議院運営委員長は、国対副委員長経験者から選ばれる頻度が高まった。この変化は、「与野党伯仲や野党の多党化の時代の到来によって、国会運営は第 1 期以上に特定の熟達した議員に委ねざるを得なくなったことを示している」（笹部 2017：121）と指摘される。

以上の研究は、野党の多党化や与野党伯仲状態といった国会の勢力の変化が、自民党党内人事に影響を及ぼすことを示すものとして示唆に富んだ研究であるが、中曽根内閣までと分析の範囲が限定的であり、その後の日本政治の変化を反映できていない。

自民党は1989年の参院選での敗北以降、参議院での過半数の確保に苦勞するようになった。そして、自民党はこのような状況に対処するために、他党との連立政権を組むことで、参議院での過半数を確保してきた。特に、小渕政権以降、公明党との連立は2007年の参院選敗北、2009年の下野を経た後も、2025年10月まで継続した。他党の協力を取り付けなければ、立法活動の停滞が起りかねないこのような時期に、他党との交渉の中心である国会対策委員会の役割は非常に重要なものになっていったものと考えられる。また、1994年の選挙制度改革による小選挙区制の導入は、上述のように、議員活動に影響を及ぼすことが指摘されている。国会の勢力の変化や選挙制度の変更が、国対族と呼ばれるキャリア・パスを持つ議員の推移にどのような影響を与えたのか、注目に値する。そこで、本稿では、自民党国対関係人事に焦点をあて、その時系列的変化について検討を行う。

三 分析枠組みと仮説の導出

本稿では、先行研究において分析の及んでいない範囲まで対象を広げ、まず国対委員長及び衆議院議院運営委員長人事について考察を行う。次に国会対策委員会及び議院運営委員会での役職経験に注目し、国対族を客観的な基準から特定する。

国対委員長及び議運委員長人事については、閣僚経験と派閥に注目する。本稿では、閣僚経験のある長老議員を処遇するためのポストと区別するた

めに、就任時の閣僚経験だけでなく、退任後の人事についても注目する。すなわち、国対委員長及び議運委員長就任時に入閣を経験しており、かつ退任後に再入閣あるいは党四役のポストに起用される議員は、「有力なキャリア・パスを積んでいる途上の議員」であるといえるだろう。

上記のように、国対委員長ポストは、与野党伯仲や野党の多党化といった国会の勢力の変化に伴い、重要性を増していった。1990年代以降の、自民党の参議院での議席の減少、連立政権の常態化といった時期においては、国対委員長ポストの重要性に変化は生じず、「有力なキャリア・パスを積んでいる途上の議員」が国対委員長に起用されると考えられる。一方で、小泉政権期や第二次安倍政権期には、自民党の議席率の上昇により、国対委員長ポストの重要性が低下するという変化も考えられる。本稿では、国対委員長の閣僚経験及び派閥に注目し、国対委員長人事の変化について観察を行う。

議運委員長についても、先行研究と同様に、国対委員長との比較という観点から閣僚経験、派閥に注目する。先行研究においては、議運優位から国対優位、与野党伯仲期以降は両ポストともに重量級になったという変化が指摘されている。国対委員長ポストと同様に、国会の議席比の変化により、議運委員長人事に変化が生じていることが考えられる。また、上述のように、1990年代以降、インフォーマルな国対に対する批判が高まっていった時期には、公式な議院運営委員会での交渉を重視するという可能性も考えられる。先行研究において分析が及んでいない竹下内閣以降の時期について、国対委員長と議運委員長人事において優位関係を示すような人事が行われているかについて分析を加え、両ポストの関係について検討を行う。

次に、客観的な基準から国対族議員の特定を試みる。佐藤・松崎（1986）は、部会長、副部会長、大臣を1期2点、特別委員長、調査会副会長、常任委員長を1期1点とし、4点以上を族議員とし、族議員の特定を行っている。村川一郎は、国対族議員のキャリアとして、「国会対策委員、議院運営委員会委員、政務次官、議院運営委員会理事、国会対策委員会副委員長、予算委員会理事、官房副長官、大臣、そして国会対策委員長、も

しくは政務調査会長、幹事長に就任した政治家が多い」（村川 2000：85）としている。そこで、本稿では、議院運営委員会理事を1期0.5点、国対副委員長、内閣官房副長官を1期1点、国対委員長、議院運営委員会委員長を1期2点として得点化し、4点以上を国対族と定義する。村川（2000）において、国対族の典型的なキャリア・パスとして官房副長官のポストが挙げられていること、また国会開会中の国対会議に官房副長官が出席していることから官房副長官の経験を考慮する。期数については、佐藤・松崎（1986）同様に、組閣を基準として内閣の時期区分を行ったが、一部修正を加えた¹⁴⁾。また、自民党下野時代については、国対委員長が約1年ごとに交代していることから、国対委員長の在任期間を1期とした。以上のような基準から、自民党衆議院議員を対象に国対族の特定を行ったうえで、各議員を初当選年ごとに分類し、同期議員の中でどの程度の議員が国対族に該当するのか検証を行う。

国対族議員の時系列的変化について、以下のような仮説が導出される。上記のように、族議員の形成は中選挙区単記非移譲制という選挙制度の下、議員は再選のため、他の議員との差別化を図ろうとすることによって生じた。1994年の選挙制度改革によって、小選挙区制が導入されたことによって、当選に必要な得票水準が上がり、より広範な有権者へのアプローチが必要となることから、限定的ではあるが議員の政策選好の拡大が指摘されている（濱本 2018）。自民党議員の議員行動として、国会運営の「裏方」とされ、世論からの批判もある国対関係の役職に長年留まり、「国対族」となることが、有権者への直接的な集票アピールになるとは考えにくい。むしろ、党、派閥のために「汗をかく」ことで、「昇進」を目指すという動機が考えられる¹⁵⁾。また、上記のように、1960年代後半以降の野党の多党化や与野党伯仲国会の時代において、国対関係ポストの重要性は高まり、国対委員長には国対副委員長を経験し、議事運営に熟達した議員が起用さ

14) 宇野から海部A内閣、安倍Bから福田康夫A内閣については、副委員長の交代がみられなかったため、1期とみなした。

15) 海部俊樹は、自身について「三木派代表の国対副委員長」であったとしている。

れるようになったことが指摘されている（笹部 2017）。1989年の参院選以降、自民党は参議院において単独で過半数を獲得することができなくなり、小渕政権以降は公明党との連立政権が恒常化した。このような自民党が議席を減らす時期、他党との連立が必要になっていく時期には、他党との折衝の重要性が高まっていき、国対関係ポストの重要性は増していくと予測される。以上のように、議員個人の再選目標のため、政策領域の棲み分けにより生じた族議員に見られる、選挙制度改革による変化と異なり、国対族については、国会の勢力の変化によって、その人数や割合に変化が見られると考えられる。本稿では、同期議員における国対族議員の割合の時系列的変化をみることで、国対関係ポストの変容について検討を行う。

四 分 析

（一）国対委員長・議運委員長人事の分析

本章では、閣僚経験と派閥に注目し、国対委員長及び議運委員長人事の分析を行う。内閣については、佐藤・松崎（1986）を参考に、組閣を基準として区分しアルファベットを付して内閣略号とし、鳩山C内閣から岸田C内閣までの国対委員長、議運委員長について分析を行った。

表1は、自民党結党後の鳩山C内閣から佐藤G内閣までの国対委員長及び衆議院議運委員長である。この時期の19の内閣期のうち、9の内閣期において、有力なキャリア・パスを積んでいる途上の議員が国対委員長に起用されているが、池田E内閣から佐藤D内閣においては、入閣未経験者の起用が見られた。総裁派閥からの起用は、19の内閣期のうち、4人の国対委員長のみであった。一方で、議運委員長については、総裁派閥からの起用が多くみられたが、有力なキャリア・パスを積んでいる途上の議員といえる議運委員長は、4人のみであった。また池田D内閣から佐藤D内閣の時期については、議運委員長の方が早い時期に入閣を経験していた。この時期の国対委員長及び議運委員長ポストについては、後の時期と比較して、重量級のポストとはいえないが、自民党結党前の時期を含めて、

表 1 自民党国対委員長・衆議院議運委員長（鳩山C内閣－佐藤G内閣）

内閣	国対委員長	初入閣	議運委員長	初入閣
鳩山C	△中村梅吉	石橋	椎熊三郎	
石橋	◎倉石忠雄	鳩山C	◎保利茂	吉田C
岸A	◎村上勇	鳩山C	山村新治郎（10代目）	池田E
岸B	◎村上勇	鳩山C	江崎真澄	池田A
岸B'	◎増田甲子七	佐藤	江崎真澄	池田A
岸C	◎福永健司	吉田F	荒船清十郎	佐藤A
池田A	◎小沢佐重喜	吉田C	◎周東英雄	吉田C
池田B	山村新治郎（10代目）	池田E	小平久雄	佐藤A
池田C	◎江崎真澄	池田A	△福田一	池田D
池田D	○竹山裕太郎	鳩山A	佐々木秀世	田中A
池田E	園田直	佐藤D	◎福永健司	吉田F
池田F	佐々木秀世	田中A	坪川信三	佐藤E
佐藤A	中野四郎	大平A	坪川信三	佐藤E
佐藤B	佐々木秀世	田中A	△塚原俊郎	佐藤C
佐藤C	佐々木秀世	田中A	坪川信三	佐藤E
佐藤D	△長谷川四郎	佐藤E	○伊能繁次郎	岸B
佐藤E	◎園田直	佐藤D	久野忠治	田中B
			◎塚原俊郎	佐藤C
佐藤F	◎塚原俊郎	佐藤C	△渡海元三郎	佐藤G
佐藤G	△金丸信	田中B	田沢吉郎	福田A

（注）太字は総裁派閥、下線は幹事長派閥、○は就任時に閣僚経験有、◎は就任時に閣僚経験かつ退任後に再入閣または党四役就任、△は退任直後の内閣で入閣

出典：佐藤・松崎（1986）、「国会便覧」、『自由民主党五十年史』資料編、国会会議録検索システム、新聞報道より筆者作成

議運理事を経験していない国対委員長は4人、議運委員長は4人のみであり、議運での経験が重視された人事が行われていたと考えられる。

表2は、田中内閣から竹下内閣までの国対委員長及び議運委員長である。この時期の19の内閣期のうち、12の内閣期において、有力なキャリア・パスを積んでいる途上の議員が国対委員長に起用されていた。他の国対委員長についても、就任時に入閣経験あるいは、退任直後の内閣で入閣を果たしている。また、中曽根、竹下内閣においては総裁派閥からの国対委員長の起用が見られた。議運委員長については、5の内閣期において有力なキャリア・パスを積んでいる途上の議員の起用が見られた。また、初入閣の時期について、国対委員長の初入閣が議運委員長の初入閣よりも

表 2 自民党国対委員長・衆議院議運委員長 (田中内閣一竹下内閣)

内閣	国対委員長	初入閣	議運委員長	初入閣
田中 A	△金丸信	田中 B	田沢吉郎	福田 A
田中 B	◎原田憲	佐藤 E	海部俊樹	福田 A
田中 C	◎福田一	池田 D	○佐々木秀世	田中 A
田中 D	◎江崎真澄	池田 A	○佐々木秀世	田中 A
三木 A	◎宇野宗佑	田中 D	△田沢吉郎	福田 A
三木 B	△海部俊樹	福田 A	△田沢吉郎	福田 A
福田 A	◎安倍晋太郎	三木 A	◎金丸信	田中 B
福田 B	◎三原朝雄	田中 D	◎細田吉蔵	田中 C
大平 A	◎金丸信	田中 B	◎細田吉蔵	田中 C
大平 B	◎金丸信	田中 B	◎亀岡高夫	田中 C
鈴木 A	◎田沢吉郎	福田 A	○山下元利	大平 A
鈴木 B	◎田村元	田中 A	△内海英男	中曽根 A
中曽根 A	△小此木彦三郎	中曽根 B	△山村新治郎 (11代目)	中曽根 B
中曽根 B	△江藤隆美	中曽根 D	△小沢一郎	中曽根 D
	○森下元晴	鈴木 B		
	△江藤隆美	中曽根 D		
中曽根 C	△江藤隆美	中曽根 D	△小沢一郎	中曽根 D
中曽根 D	○藤波孝生	大平 B	△綿貫民輔	中曽根 E
中曽根 E	○藤波孝生	大平 B	△越智伊平	竹下 A
竹下 A	◎渡部恒三	中曽根 B	◎三塚博	中曽根 D
竹下 B	◎渡部恒三	中曽根 B	○山口敏夫	中曽根 C

(注) 太字は総裁派閥、下線は幹事長派閥、○は就任時に閣僚経験有、◎は就任時に閣僚経験かつ退任後に再入閣または党四役就任、△は退任直後の内閣で入閣

出典：佐藤・松崎 (1986)、『国会便覧』、『自由民主党五十年史』資料編、国会会議録検索システム、新聞報道より筆者作成

早い事例が多くみられた。この時期は、1976年、1983年の衆院選において自民党が議席を減らし、与野党伯仲国会が出現する時期にあたる。先行研究の指摘の通り、この時期には、国対委員長ポストの重要性が高まったといえよう。

表 3 は宇野内閣から小泉内閣まで、表 4 は安倍 A 内閣から岸田 C 内閣までの国対委員長及び議運委員長である。この時期において、内閣の途中で退任した宮沢 A 内閣の増岡博之、村山 A 内閣の島村宜伸、民主党政権期の川崎、逢沢、安倍 C 内閣の鴨下、岸田政権期の高木、浜田以外のすべての国対委員長が、就任時に閣僚経験があり、かつ退任後に再入閣または党四役に就任していた有力なキャリア・パスを積んでいる途上の議員であっ

表 3 自民党国対委員長・議運委員長（宇野内閣一小泉内閣期）

内閣	国対委員長	初入閣	議運委員長	初入閣
宇野	◎奥田敬和	中曽根 B	○小此木彦三郎	中曽根 B
海部 A	◎奥田敬和	中曽根 B	○小此木彦三郎	中曽根 B
海部 B	◎村岡兼造	宇野	◎山下徳夫	中曽根 C
海部 C	◎梶山静六	竹下 A	◎森喜朗	中曽根 B
宮沢 A	○増岡博之	中曽根 C	中西啓介	細川
	◎梶山静六	竹下 A	中西啓介	細川
宮沢 B	◎瓦力	竹下 A	△与謝野馨	村山
細川・羽田	◎小里貞利	海部 C		
村山 A	△島村宜伸	村山 A	◎中村正三郎	宮沢 A
	◎山崎拓	宇野	◎中村正三郎	宮沢 A
村山 B	◎村岡兼造	宇野	谷垣禎一	橋本 C
橋本 A	◎村岡兼造	宇野	谷垣禎一	橋本 C
橋本 B	◎村岡兼造	宇野	◎平沼赳夫	村山
橋本 C	◎保利耕輔	宇野	◎亀井善之	橋本 A
小渕 A	◎古賀誠	橋本 B	◎中川秀直	橋本 A
小渕 B	◎古賀誠	橋本 B	◎中川秀直	橋本 A
小渕 C	◎古賀誠		◎大島理森	村山
森 A	◎古賀誠	橋本 B	○藤井孝男	橋本 C
森 B	◎大島理森	村山	○藤井孝男	橋本 C
小泉 A	◎大島理森	村山	○鈴木宗男	橋本 C
			◎鳩山邦夫	宮沢 A
小泉 B	◎中川秀直	橋本 A	△大野功統	小泉 D
小泉 C	◎中川秀直	橋本 A	△大野功統	小泉 D
			◎武部勤	小泉 A
小泉 D	◎中川秀直	橋本 A	◎川崎二郎	小渕 A
小泉 E	◎細田博之	小泉 B	△佐田玄一郎	安倍 A

（注）太字は総裁派閥、下線は幹事長派閥、○は就任時に閣僚経験有、◎は就任時に閣僚経験かつ退任後に再入閣または党四役就任、△は退任直後の内閣で入閣

出典：『国会便覧』、『自由民主党五十年史』資料編、国会会議録検索システム、新聞報道より筆者作成

た。制度改革以降の時期について、橋本、小泉は自派閥から国対委員長を起用したが、安倍 A 内閣以降、野党時代を除いて総裁派閥の国対委員長はみられなかった。また、小渕 A 内閣の古賀誠以降、旧田中派、竹下派の流れを汲む平成研から起用されたのは安倍 F 内閣の竹下亘のみであり、小派閥やグループから起用される国対委員長も散見される。また、この時期の国対委員長の国対副委員長経験に注目すると、古賀、大島が 5 期、佐藤

表 4 自民党国対委員長・議運委員長（安倍 A－岸田内閣）

内閣	国対委員長	初入閣	議運委員長	初入閣
安倍 A	◎二階俊博	小渕 C	逢沢一郎	
安倍 B	◎大島理森	村山	◎笹川堯	森 B
福田康 A	◎大島理森	村山	◎笹川堯	森 B
福田康 B	◎大島理森	村山	○小坂憲次	小泉 E
麻生 A	◎大島理森	村山	○小坂憲次	小泉 E
民主党政権期	○川崎二郎 逢沢一郎	小渕 A		
	◎岸田文雄	安倍 B		
	◎浜田靖一	麻生 A		
安倍 C	○鴨下一郎 ◎佐藤勉	安倍 B 麻生 A	○佐田玄一郎 高木毅 逢沢一郎	安倍 A 安倍 E
安倍 D	◎佐藤勉	麻生 A	逢沢一郎 ◎林幹雄	福田康 B
安倍 E	◎佐藤勉	麻生 A	○河村建夫	小泉 C
安倍 F	◎竹下亘	安倍 D	◎佐藤勉	麻生 A
安倍 G	◎森山裕	安倍 E	○古屋圭司	安倍 C
安倍 H	◎森山裕	安倍 E	◎高市早苗	安倍 A
安倍 I	◎森山裕	安倍 E	○高木毅	安倍 E
菅義 A	◎森山裕	安倍 E	○高木毅	安倍 E
岸田 A	○高木毅	安倍 E	○山口俊一	安倍 D
岸田 B	○高木毅	安倍 E	○山口俊一	安倍 D
岸田 C	○浜田靖一	麻生 A	○山口俊一	安倍 D

（注）太字は総裁派閥、下線は幹事長派閥、○は就任時に閣僚経験有、◎は就任時に閣僚経験かつ退任後に再入閣または党四役就任、△は退任直後の内閣で入閣

出典：『国会便覧』、『自由民主党五十年史』資料編、国会会議録検索システム、新聞報道より筆者作成

が 7 期、竹下が 4 期、高木が 8 期と長期間にわたって国対副委員長の経験を積んでいる。他党との折衝の重要性が増す中で、国対の経験が重視された人事であると考えられる。

また自社さ政権期の村岡兼造、小渕内閣の古賀誠、小泉内閣時の中川秀直、安倍 B 内閣以降の大島理森、第二次安倍政権期の佐藤勉、森山裕と 3 期以上留任する国対委員長がみられる。1989 年の参院選以降のほとんどの時期において、自民党は参議院で単独過半数を維持することができなくなった。この時期の国対委員長の在任期間の長期化傾向は、他党との折

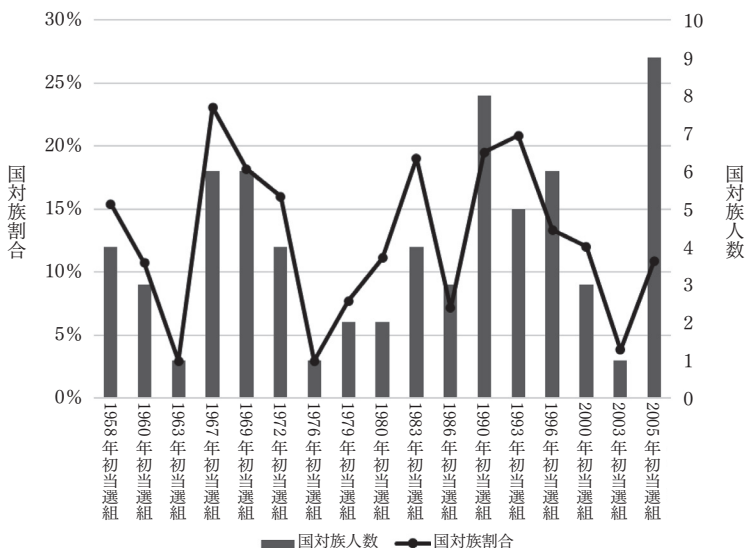
衝の重要性が増す時期において、国対委員長役割の重要性が増していることが反映された人事と考えられる。

国対委員長と議運委員長の初入閣時期を比較してみると、麻生内閣までは概ね国対委員長のほうが早い時期に入閣を経験しており、就任時に閣僚を経験している国対委員長と入閣を経験していない議運委員長という組み合わせも存在する。一方、その逆については村山A内閣の島村宜伸国対委員長と中村正三郎議運委員長の組み合わせのみである。また、議運委員長の初入閣の方が早い場合でも、国対委員長には有力なキャリア・パスを積んでいる途上の議員が起用されている。このことから、はっきりと国対委員長優位の人事が行われているとはいえないが、国対委員長ポストの重要性は変化していないといえる。政権復帰後の安倍C内閣以降になると、議運委員長の初入閣の方が早いという組み合わせが増えてくる。しかしながら、池田E内閣から佐藤D内閣における議運優位と呼ばれた人事とは異なり、安倍C内閣以降の国対委員長については、有力なキャリア・パスを積んでいる途上の議員が就任している。このことから、安倍C内閣以降の人事慣行の変化は国対優位から議運優位への逆転を示しているとはいえないだろう。

自民党下野期及び村山内閣期をのぞき、自民党結党から佐藤内閣、田中内閣から宮沢内閣、橋本内閣から岸田内閣までの約20年ごとに時期をわけ集計し、有力なキャリア・パスを積んでいる途上の議員の割合をみると、自民党結党から佐藤内閣までの国対委員長の約47パーセント、議運委員長は約20パーセント、田中内閣から宮沢内閣までの国対委員長は64パーセント、議運委員長は約27パーセント、橋本内閣から岸田内閣までの国対委員長の約86パーセント、議運委員長は約37パーセントとなる。田中内閣以降、国対委員長及び議運委員長ポストはともに重量化している傾向がわかる。

以上をまとめると、田中内閣以降、衆議院議院運営委員長のポストの重要性は増していったが、国会対策委員長ポストの重要性は変化していないといえる。

図 1 国対族の推移

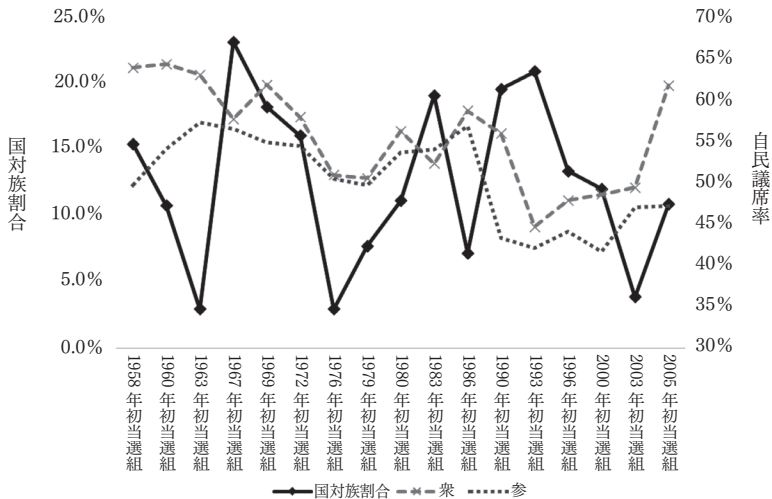


出典：(初当選人数については、『朝日選挙大観』、国対族議員点数については国会会議録検索システム、『自由民主党五十年史』資料編、『国会便覧』より筆者作成)

(二) 国対族議員の分析

本節では、国対族議員の時系列的変化を観察するため、客観的な基準から国対族議員の推定を行い、時系列的変化を観察する。本稿では、議院運営委員会理事を1期0.5点、国対副委員長、内閣官房副長官を1期1点、国対委員長、議院運営委員会委員長を1期2点として得点化し、4点以上を国対族と定義する。国対副委員長として議院運営委員会理事に就任している場合は、1点とする。議院運営委員会が国会対策委員会の「出先機関」と位置付けられていることから、議院運営委員会理事を0.5点としたが、議院運営委員長については、上記の分析を踏まえ、「有力なキャリア・パスを積んでいる途上の議員」の議員が就任していることから2点とした。国対副委員長については、『国会便覧』及び『自由民主党五十年史』を、議院運営委員会理事については「国会会議録検索システム」から

図2 国対族割合と衆参自民党議席率



出典：(佐藤・松崎 (2016)、『朝日選挙大観』より筆者作成)

各国会の理事を特定した。期数については、前節と同様に内閣期を単位としたが、自民党野党時代については、国対委員長交代を基準に集計を行った。そのうえで、1958年初当選から2005年初当選の自民党衆議院議員について、初当選年で分類し、各当選同期議員の中での国対族議員の割合をみることで時系列的变化を観察する。

図1は、自民党国対族議員の人数及び割合の推移を、図2は国対族議員の割合と衆議院及び参議院における自民党の議席率を表したグラフである。1967年組、1969年組で国対族議員の割合が増え、その後減少したのち、1983年組、1990年組で国対族議員の割合が再度上昇している。1967年組と1969年組は、主に田中内閣後半から、大平内閣にかけて国対副委員長ポストや議運理事ポストに就任し、点数を重ねた。1983年初当選で、国対族に該当する議員は、主に竹下内閣から橋本内閣までに国対副委員長に就任した議員であり¹⁶⁾、この時期に国対副委員長に就任することで点数

16) 大島理森のみ小渕A、B内閣において国対副委員長に就任していた。

を重ねた。1967年組からは藤波孝生が、1969年組からは小此木彦三郎、渡部恒三、梶山静六が、そして、1983年初当選組は大島理森、二階俊博の2人が国対委員長に就任している。1990年組は、主に小渕内閣から福田康・麻生内閣にかけて国対副委員長や議運理事ポストに就任し、得点を重ねた。また、小渕内閣や森内閣で国対副委員長を経験し、2007年の参院選敗北によりねじれ国会となった安倍B、福田康夫、麻生内閣で再度国対副委員長に就任している議員が見られた。

これらの結果は、与野党伯仲期や自民党が参議院で過半数を確保することが難しくなった時期に、国対関係ポストの重要性が高まり、国対関係ポストに再任・留任する議員が増える人事が行われていることを示唆している。

表5は、自民党国対族議員の一覧である。1996年以降に当選した議員の中で、佐藤勉（1996年初当選）、高木毅（2000年初当選）、御法川信英（2003年初当選）といった議員は、10点以上の点数となっている。上記のように、小選挙区制導入により議員の政策選好の包括化が指摘されているが、制度改革後に当選した議員においても、長期にわたって国対関係ポストに就任する議員が確認された。2005年初当選の国対族議員は、自民党が野党であった民主党政権期に国対副委員長に留任し、第二次安倍政権以降、国対副委員長に就任した議員が得点を重ねた。第二次安倍政権期に3期以上国対副委員長に就任する議員も散見された。

以上のように、分析の結果、与野党伯仲期や自民党が議席を減少させ、他党との折衝の重要性が高まる時期には、国対関係ポストに留任・再任する議員が増え、また、制度改革後に当選した議員においても、国対族議員が一定数存在することが示された。

五 結 論

本稿では、従来までの自民党族議員の研究において分析の対象とされてこなかった「国対族」に焦点をあて、自民党国会対策委員会及び衆議院議院運営委員会における人事に包括的な分析を加え、その時系列的変化につ

表5 自民党国対族議員

1958年初当選組					
金丸信	11	竹下登	6	安倍晋太郎	6
毛利松平	5				
1960年初当選組					
田澤吉郎	14.5	海部俊樹	10	亀岡高夫	6
1963年初当選組					
三原朝雄	7				
1967年初当選組					
塩川正十郎	6.5	大村襄治	5	箕輪登	4
藤波孝生	5	加藤六月	4	葉梨信行	4
塩谷一夫	4				
1969年初当選組					
渡部恒三	8	綿貫民輔	7.5	小沢一郎	7
森喜朗	7	中村弘海	7	小此木彦三郎	7
梶山静六	6	江藤隆美	5	松永光	4
山下徳夫	4				
1972年初当選組					
村岡兼造	12	瓦力	7.5	越智伊平	5
山崎拓	4.5	三塚博	4		
1976年初当選組					
玉沢徳一郎	4.5	中村喜四郎	4	与謝野馨	4
1979年初当選組					
中村正三郎	10	亀井善之	8	小里貞利	5.5
1980年初当選組					
古賀誠	12	川崎二郎	12		
1983年初当選組					
大島理森	22	鈴木宗男	9	額賀福志郎	7
町村信孝	4	二階俊博	4	伊吹文明	4
甘利明	4				
1986年初当選組					
逢沢一郎	13	武部勤	6	佐藤静雄	4
1990年初当選組					
小坂憲次	8.5	佐田玄一郎	8	細田博之	5.5
山本有二	5	山口俊一	5	村田吉隆	4.5
御法川英文	4.5	森英介	4	古屋圭司	4
坂本剛二	4				
1993年初当選組					
小此木八郎	9	浜田靖一	8	林幹雄	7
安倍晋三	6	岸田文雄	4.5		
1996年初当選組					
佐藤勉	15	松本純	6	渡辺博道	5
竹本直一	4	平沢勝栄	4	下村博文	4
2000年初当選組					
高木毅	16	竹下亘	7	左藤章	4
2003年初当選組					
御法川信英	13	西銘恒三郎	4		
2005年初当選組					
丹羽秀樹	8	大塚高司	7.5	小里泰弘	7
あべ俊子	6	赤沢亮正	6	伊藤忠彦	5
長島忠美	5	盛山正仁	5	北村茂男	4

(注) 点数は国対族点数

出典：国会会議録検索システム、『自由民主党五十年史』資料編、『国会便覧』より
筆者作成

いて検討を行った。

まず国対委員長人事について、国対委員長の閣僚経験と派閥に注目し、分析を行った。分析の結果、1960年代後半以降国対委員長には有力なキャリア・パスを積んでいる途上の議員が起用される傾向が強くなり、その後も継続していることが明らかになった。特に自民党が参議院で過半数を確保することができなくなった時期の国対委員長人事においては、ほとんどの時期において有力なキャリア・パスを積んでいる途上の議員が起用されており、かつ国対委員長の在任期間の長期化傾向が見られた。以上の結果から、他党との折衝の重要性が高まる時期に、国対委員長の役割はより重要なものになっていることが示唆された。

議運委員長との比較からは、田中内閣以降、議運委員長ポストの重要性は高まっているものの、議運委員長優位の人事は観察されず、国対委員長ポストの重要性に変化は生じていなかった。この結果から、国会運営の中心は議運から国対へ移り、現在に至るまで国会対策委員長は国会運営の重責を担っていることが示された。

次に、国対関係人事の包括的分析から、自民党議員の中で、国対族と呼ばれるキャリア・パスを持つ議員を客観的な水準から特定し、その時系列的推移を検討した。国対族議員の推移については、与野党伯仲期や自民党が参議院で議席を減らし、他党との折衝の重要性が増す時期においては、国対族議員の割合が増えることが観察された。また、制度改革後に当選した議員においても、国対族議員が一定数存在することが示された。

以上の結果から、自民党議員の中には、長年国対関係ポストでキャリアを重ねる国対族議員が一定数存在し続け、国会運営の協議・交渉を担っていることが明らかになった。

本稿では、国対関係ポストに焦点をあて、分析を行ったが、政務調査会などの党の役職や議院運営委員会以外の常任委員会での役職経験については分析が及ばなかった。国対関係ポストの特徴を明らかにするために、他の役職との比較を行う必要があるだろう。以上の点については、今後の検討課題としたい。

参考文献

- 猪口孝・岩井泰信（1987）『「族議員」の研究——自民党政権を牛耳る主役たち』
日本経済新聞社
- 岩井泰信（1988）『立法過程』東京大学出版会
- 上神貴佳・三浦まり編（2018）『日本政治の第一歩』有斐閣
- 内田健三（1985）「政党内・間の手続き——とくに議院運営委を中心に」『年報政治学』1985年号35-48頁
- 大山礼子（2011）『日本の国会——審議する立法院へ』岩波書店
- 小沢一郎（1993）『日本改造計画』講談社
- 川人貞史（2005）『日本の国会制度と政党政治』東京大学出版会
- 小島和夫（1988）「法律のできるまで」『国会月報』1988年12月号
- 五ノ井健（2023）「日本の議会研究の現状と課題」『LEC会計大学院紀要』第20巻161-198頁
- 小宮京（2010）『自由民主党の誕生・総裁公選と組織政党論』木鐸社
- 坂本孝治郎（2000）「議院運営委員会と各党国会対策委員会の機能・構成について」『ジュリスト』No. 1177 106-112頁
- 笹部真理子（2017）『「自民党型政治」の形成・確立・展開——分権的組織と県連の多様性——』木鐸社
- 佐藤誠三郎・松崎哲久（1986）『自民党政権』中央公論社
- 竹下登（2001）『政治とは何か——竹下登回顧録』講談社
- 建林正彦（2004）『議員行動の政治経済学——自民党支配の制度分析』有斐閣
- 中島誠（2020）『立法学——序論・立法過程論』（第4版）法律文化社
- 成田憲彦（1988）「議会における会派とその役割——日本と諸外国——」『レファレンス』1988年8月号5-43頁
- 南部義典（2016）「本会議趣旨説明要求：衆議院における運用経緯と制度の再定位」『法政治研究』2巻63-87頁
- 野中尚人（2019）「戦後日本における国会合理化の起源とその帰結——比較から見た国会政治とその変則性の解剖」佐々木毅編『比較議院内閣制論——政府立法・予算から見た先進民主国と日本』岩波書店229-259頁
- 濱本真輔（2018）『現代日本の政党政治——選挙制度改革は何をもたらしたのか』有斐閣
- 藤本一美（1990）『国会機能論——国会の仕組みと運営』法学書院
- 前田英昭（1990）『エピソードで綴る国会の100年』原書房
- 増山幹高（2003）『議会制度と日本政治——議事運営の計量政治学』木鐸社

村川一郎 (1985) 『日本の政策決定過程』 ぎょうせい

村川一郎 (2000) 『政策決定過程』 信山社

Fenno, Richard F. (1973) *Congressmen in Committees*. Boston, MA: Little, Brown.

Mayhew, David R. (1974) *Congress: The Electoral Connection* New Haven Yale University Press. (岡山裕訳、2013. 『アメリカ連邦議会——選挙とのつながりで——』 勁草書房)

Mochizuki, M. M. (1982) *Managing and Influencing the Japanese Legislative Process: The Role of Parties and the National Diet*. Ph. D Dissertation, Harvard University.

Ramseyer, Mark J., and Frances McCall Rosenbluth (1993) *Japan's Political Marketplace*. Cambridge: Harvard University Press. (加藤寛監訳、1995 『日本政治の経済学』 弘文堂)

太田 優和 (おおた ゆうわ)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程

専攻領域 現代日本政治論 立法過程論